

井戸水は年一回、水質検査を

井戸水は、季節や流量等により水質が変化することがあります。井戸水を食品取扱施設で使用する場合は、年 1 回以上の水質検査を行いましょ。

井戸水の水質検査は、下記の検査項目について検査し、水質基準に適合したものを食品製造用水として判断しています。

食品衛生法に基づく水質検査ができる登録検査機関は、以下の施設です。

■ 食品製造用水の使用について定めがある食品一覧

食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）		
食品一般（魚介類を生食用に調理するもの）		生食用鮮魚介類
清涼飲料水	鯨肉製品	生食用かき
冰雪	食肉ねり製品	食肉製品
氷菓	ゆでだこ	豆腐
食鳥卵	ゆでがに	冷凍食品
容器包装詰加圧加熱殺菌食品		
乳及び乳製品の成分規格等に関する命令（昭和 26 年厚生省令第 52 号）		
アイスクリーム	発酵乳	乳酸菌飲料（無脂乳固形分 3.0%以上のもの）

■ 食品衛生法に基づく水質検査を実施している登録検査機関一覧

【令和 6 年(2024 年)3 月 19 日現在】

登録機関	住所	電話番号
(株)再春館安心安全研究所	熊本市中央区帯山 4 丁目 17-1	096-385-1222
(株)野田市電子	熊本市中央区世安 2 丁目 1-16	096-322-0167
(株)三計テクノス	熊本市東区御領 5 丁目 10-20	096-388-1222
(株)東洋環境分析センター	熊本市南区馬渡 2 丁目 12-27	096-214-9888
(株)MC エバテック	熊本県宇土市北段原町 230	0964-22-4790

■水質検査項目（26項目）

検査項目	水質基準
一般細菌	1 ml の検水で形成される集落数が 100 以下であること
大腸菌群	検出されないこと
カドミウム	0.01mg / l 以下であること
水銀	0.0005mg / l 以下であること
鉛	0.1mg / l 以下であること
ヒ素	0.05mg / l 以下であること
六価クロム	0.05mg / l 以下であること
シアン (シアンイオン及び塩化シアン)	0.01mg / l 以下であること
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg / l 以下であること
フッ素	0.8mg / l 以下であること
有機リン	0.1mg / l 以下であること
亜鉛	1.0mg / l 以下であること
鉄	0.3mg / l 以下であること
銅	1.0mg / l 以下であること
マンガン	0.3mg / l 以下であること
塩素イオン	200mg / l 以下であること
カルシウム, マグネシウム等 (硬度)	300mg / l 以下であること
蒸発残留物	500mg / l 以下であること
陰イオン界面活性剤	0.5mg / l 以下であること
フェノール類	フェノールとして 0.005mg / l 以下であること
有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	10mg / l 以下であること
pH 値	5.8 以上 8.6 以下であること
味	異常でないこと
臭気	異常でないこと
色度	5 度以下であること
濁度	2 度以下であること

熊本市保健所 食品保健課

〒862-0971 熊本市中央区大江 5 丁目 1-1

TEL 096-364-3188 FAX 096-371-5172

E-mail shokuhinhoken@city.kumamoto.lg.jp